

博士論文要旨

清前期マンチュリアにおける家族・法・社会

王 天馳

本稿は主に清前期、すなわち順治～康熙時代（1644－1722）の旗人にかかわる裁判文書を利用して、特に康熙時代（1662－1722）のマンチュリアに着目し、旗人の家族制度と法制度を考察する上で、当地域における旗人社会と旗人そのものの性格を再検討し、「マンチュリア社会史」と「清代法制史」という二つの側面から新しい知見を提示する。

第Ⅰ部（第1章）は入関直後の順治朝における旗人の法制を検討する。入関前のマンジュ＝大清国では、旗人たちは中華王朝と全く異なる法体系（「マンジュ法」）のもとで管理されていたが、入関後、中華本土を統治しはじめることと旗人の中華本土移入とともに、旗人の法制も変化を迫られた。従来の研究では、入関後の旗人の法制について、基本的に旗人はマンジュ法を放棄し、『大明律』を継承した『大清律』に基づく法体系下に置かれた一方、「犯罪免發遣」（流・徒刑を枷号に代替させる）など、旗人だけに適用される特別条項が設けられたと論じられているが、史料の制限によって先行研究は中華本土だけに注目する傾向があり、地理的限界が見られる。本稿の第Ⅰ部は中国第一歴史檔案館所蔵の『内閣満文題本』、『北大移交題本』と中央研究院所蔵の『内閣大庫檔案』における順治時代の裁判記録を考察し、旧明領・マンチュリアの奥地・盛京地方・モンゴル地方それぞれの旗人に対する法律適用状況を明らかにする。具体的には、順治朝の後半まで、『大清律』に基づいた法体系の普及が着実に推進されたが、旗人にかかわる法制は依然として多様性を呈していたことを提示した。旧明領において、刑部・三法司が審理した庶民層の旗人には『大清律』が主な法的根拠として適用された一方、一部のマンジュ法が法源となる「例」はなお裁判において優位を保った。これに対してマンチュリアの奥地で起った案件の場合はなお現地の慣習法に従った。盛京地方とモンゴル地方の旗人については、中央に報告された重大案件を見れば、刑部・三法司による再審では『大清律』で裁判されたが、初審では現地法（モンゴル法・マンジュ法）が適用された。盛京地方の場合、現地で審理され、中央に報告する必要のない軽微な案件では旧来のマンジュ法がそのまま用いられたと推測した。

第Ⅱ部（第2－5章）は、近年公刊された康熙朝『黒図檔』を中心史料として用い、盛京地域に絞って議論を行う。第2章は第Ⅱ部の序論として、『黒図檔』という史料の名称と性格を紹介した上で、マンジュ語の「**booi**」（包衣／家の）という混乱しやすい重要な概念を検討し、『黒図檔』の形成に中心的役割を果たした盛京佐領という役職の性格、そして『黒図檔』に見られる包衣社会の基本状況を紹介する。『黒図檔』は、清朝の故都盛京にあった盛京佐領（のち盛京内務府）と北京の総管内務府および盛京の他役所との間の往復文書を集成したものである。『黒図檔』の主な内容は、盛京地方における皇荘の管理やマンチュリア物産の宮中への供給など、内務府の日常的な業務に関する記載であるが、内

務府が管理した人々——包衣^{ボーイ} (booi) の婚姻関係・家産相続・土地問題などをめぐる訴訟や裁判文書も大量に残っている。様々な出自を持ち、激しい社会変動と文化交渉の中で生きた包衣は、従来の言説でいう「旗人」・「民人」・「マンジュ人」・「漢人」のどのカテゴリーにも完全に当て嵌めることができない。包衣には入関前すでに遼東地域に住んでいた者もいれば、入関前後包衣組織に編入された漢人もいた。入関してそれほど時間の経っていない康熙朝では、旧来の「マンジュ」・「漢人」のアイデンティティが包衣の中で明確に分かれていた場合もあり、言語面でも多様性を呈している。少なくとも康熙時代において、包衣は連帯意識を持った共同体ではなかったが、満・漢という下位集団間の差異と相互影響を念頭に置きながら、「包衣」全体を、多様性を持つ一つの枠組みとして理解することは、「包衣」ないし「旗人」という集団の性格を理解するには有用である。

第3章は康熙朝『黒図檔』における相続案件を考察し、財産相続を中心とする家族制度を解明する。まず、文書に現れた「boigon」、「salimbi」などの用語を解説し、マンジュ語における相続の基本的な概念を明らかにした。財産の相続を表す言葉「salimbi」は「管理」「支配」という本義から転用され、マンジュ語における財産相続の実質は家産の支配権の移転であり、これは漢人の相続の観念にも共通するところがある。その上で、具体的な相続案件を見ながら、包衣の家族における相続の仕組みを詳しく考察した結果、康熙時代の包衣社会に多様な相続の方式が存在したことがわかった。包衣ないし八旗という組織自体は一つにまとまったものではなく、異なる言語・文化を持つ下層集団から構成されており、入関からあまり時間が経っていない康熙時代においてはマンジュ人と漢人それぞれの相続慣習はある程度判然としており、いわゆる「典型的な」マンジュ人の慣習である末子相続制と「典型的な」漢人の慣習である兄弟均分制が包衣社会の中で並行している。一方でマンジュ人と漢人の間で文化・慣習の融合の兆しも見え、一つの家族の相続の仕方が「典型的な」マンジュ人の慣習か「典型的な」漢人の慣習かでまとまらないことも起っている。また、相続案件において、国の裁判機関が介入するかどうか、どのような原則で介入するか、どの程度介入するかによって、最後の結果が違ってくる。康熙時代において、その介入の境界は曖昧なものとなり、適用された原則も異なったものとなっている。その背後には、当事者の慣習と旧来の法的伝統の影響、そして康熙時代の法・制度整備の不十分さが窺える。

第4章では、康熙朝『黒図檔』に登場した女性に注目し、寡婦の再婚と「侍女」(sula hehe)の地位を中心に議論を行う。かつてレヴィレート^{レヴィレート}の慣習を持っていたマンジュ人は明の影響を受けてレヴィレートを禁止し、寡婦の再婚は実家の主宰によって行うべきなどの規定を定めたが、「寡婦は夫家に養われるべき」などレヴィレート慣習に基づいた観念はなお存在し続けていた。次に、家の主人と性的関係を持つ奴僕身分の女性である「侍女」という包衣・旗人家族における特殊な存在を考察する。相続における侍女の扱い方について、「奴僕」として相続人に配分するか、「家族員」として養われる対象になるかをめぐって当事者と衙門の間にずれが生じている。包衣・旗人家族における「侍女」の地位の

曖昧さは、清代の奴僕的女性に関する立法の変化に繋がっていると考えられる。最後に、寡婦の再婚に際して、亡夫の財産はいかに処分されるかについて検討した。息子や兄弟など相続人がいない男性の死後、その妻が再婚する場合、衙門が亡夫の家産を再婚の夫に配分することが起こりうる。国が積極的に寡婦の再婚と亡夫の家産の処理に介入することはマンジュ・モンゴル人の旧来の慣習に遡ることができよう。

第5章は、包衣・旗人家族における「養子」の性格、そして「養子」と「奴僕」という身分の曖昧さについて論じる。康熙時代の包衣ないし旗人社会では異姓の男子を息子として養い、家産を分与することが普通であった。一方で包衣の身分は「主人」(ejen)と「奴僕」(aha)に分けられ、戸籍記録(比丁冊)では身分の明記が要求されたものの、実際の記録は混乱して機能できないこともある。特に「養子」と「奴僕」の境界は曖昧であり、相続において「養子」と「奴僕」の身分をめぐる争いが頻繁に現れる。本章はこれらの案件を詳しく考察し、「分」(ubu)という概念を中心に、包衣家族における養子と奴僕の地位を検討した上で、各種の成文法における旗人の養子に関する規定を分析し、旗人社会で養子と奴僕の身分をめぐる紛争が多発する原因を探る。

包衣家族の養子の多くは買われた人または清初の戦乱で連れて来られた人であり、売買の際に契約などの文書がないことも多く、当人の身分は養子なのか奴僕なのかを証明する手段が乏しい。なお、康熙朝『黒図檔』における「主僕争い」案件を見れば、登場した訴訟の当事者の多くは漢人または「漢化」した人々と考えられる。およそ200年間にわたって明の支配下に置かれた遼東地域では、「漢化」が次第に浸透し、遼東もほかの地域の漢人社会と同じように、義子という名目で奴僕を保有し、義子と奴僕の身分が曖昧になる現象が以前から存在していた可能性も充分あり得る。一方で康熙初年まで比丁冊について規範が定められておらず、戸籍記録がうまく機能できていないこともあったが、時代を下ると「主人」と「奴僕」の身分を明らかにして登録することが求められるようになり、以前から潜んでいた問題がこれをきっかけに顕在化した。康熙時代の包衣社会における「主僕争い」案件が多発したのは、以上のいくつかの要因が重層化した結果であると結論付けた。

以上のように、本稿は裁判文書を利用し、庶民層の包衣・旗人の家族で起る各種の紛争に注目し、17世紀のマンチュリアにおける旗人の家族制度と法制の解明に取り組んだ。特に一次資料に基づいて、人類学や法制史研究など従来の言説でいう「典型的なマンジュ人の慣習」と「典型的な漢人の慣習」を再検討した。その結果、これまで自明のように使われてきた「マンジュ人」・「漢人」という概念自体を問い直し、「マンジュ」・「漢」とは何かという原点に立ち戻り、両者の境界地帯にある盛京地域の社会史、そして「マンジュ」・「漢」という概念自体の再構築を迫った。